西村あさひ法律事務所

バングラデシュ: 会社法等の最新投資法制の基礎(第3回) 会社定款(基本定款及び附属定款)

アジアニューズレター

2022年3月28日号

執筆者:

E-mail < 件 真範

1. はじめに

連載第3回では、会社の定款について解説致します」。

2. 会社定款

バングラデシュでは、会社の基本的な事項を定める定款には、基本定款と附属定款の2種類があります。その他会社の基本的事項を構成し又は定める法律文書として、設立証書、Form XII(取締役、Manager 及び Managing Agent に係る情報)、取締役会議事録、株主総会議事録、Schedule X(資本金、株主及び取締役に関する年次報告)、変更届出等があります。

(1) 基本定款

株式会社の基本定款には、次の事項が記載されなければなりません。

- (i) 末尾に「Limited」との用語が付された商号
- (ii) 登録事務所の所在地
- (iii) 会社の目的、及び事業活動が行われる場所(商社(Trading Company)は除く)
- (iv) 株主の数が制限されていること
- (v) 登録が予定されている株式資本の額及び1株当たりの金額

基本定款は、印刷され、2 名の証人(Witness)の立ち会いの下、各発起人により署名されなければなりません。なお、当該発起人の名前、住所その他所定の事項も記載されます。

会社の事業活動は、基本定款に記載された目的の範囲に限られます。基本定款の目的を変更するには、高等裁判所会 社部(Company Bench, High Court Division of the Supreme Court of Bangladesh)の事前の許可が必要となります。具体的な 手続として、まず、会社が特別決議により、基本定款に記載の目的を変更し、その後、高等裁判所に対して当該変更に係る 申請を行います。そして、高等裁判所において、当該定款変更が以下のいずれかを実現するものと判断されれば、当該定 款変更が認められることになります。

- (i) 事業をより経済的又はより効率的に実施するため
- (ii) 新しい又は改良された手段によって事業目的を達成するため
- (iii) 事業の活動場所を拡大又は変更するため
- (iv) 既存の事業と効果的又は効率的に実施することができる事業を実施するため
- (v) 基本定款に記載の目的を制限又は廃止するため
- (vi) 会社の事業の全部又は一部を売却又は処分するため

なお、連載第1回及び第2回において定義した用語は、本稿においても同じ意味を有するものとします。

(vii) 他の会社又は組織と合併するため

上記以外の基本定款の変更は、株主総会の特別決議のみによって行うことができ、高等裁判所の許可は必要とされません。

(2) 附属定款

附属定款は、いわゆる会社の社内規則です。会社法の Schedule I にモデル定款が定められており、会社は、当該モデル定款の全部又は一部を利用して、自社の附属定款を策定することができます ²。附属定款が登録されない場合、又は附属定款が登録されている場合であっても、モデル定款に定める規定の排除又は変更をしない限り、モデル定款が原則として当該会社の附属定款となります。

基本定款と同様に、附属定款は、印刷され、2 名の証人の立ち会いの下、各発起人より署名されなければなりません。なお、当該発起人の名前、住所その他所定の事項も記載されます。

会社法及び基本定款に定める条件に従い、会社は、特別決議により、附属定款の規定を変更、削除又は追加することができます。当該変更等に係る特別決議で定める条件に従い、当該変更等がなされた附属定款は、当初から有効であったものとみなされます。

なお、附属定款については、合弁契約、株主間契約その他の契約に基づきモデル定款から修正されたものが設立時に登録されることも一般的です。

(3) OPC の定款

OPC の定款は、前記(1)及び(2)に記載の非公開会社の定款と基本的に同様です。但し、非公開会社とは異なり、OPC の基本定款及び附属定款は、会社法 Schedule 9A 及び Schedule 9B の様式及び内容によることが必要とされます。また、基本定款又は附属定款を変更する場合には、当該変更について RJSC に届出を行う必要があります。

(次号に続く)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。 N&A ニューズレター 購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。 また、バックナンバーは<u>こちら</u>に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail ☑

⁻

² 但し、法律上、規定することが必要とされる条項や、公開会社の子会社の場合を除いて、非公開会社に適用されない条項等があるため留意が必要です。

西村あさひ法律事務所では現在、 国内外に18の拠点を設けています。



パートナー

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP Tel +1-212-830-1600 E-mail info_ny@nishimura.com ニューヨーク事務所執行パートナー

ニューヨーク事務所副統括

+971-4-386-3456 E-mail info_dubai@nishimura.com パートナー 森下真生

ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁

山口勝之

浦野祐介 梅田賢

Stephen D. Bohrer

清水恵

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

大阪

福岡

Tel 092-717-7300

Tel 052-533-2590 社員 藤井宏樹

Tel 06-6366-3013 社員 井垣太介 廣田雄一郎

社員 尾崎恒康 髙木謙吾 臼杵弘宗 中川佳宣 伴真範 舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100 E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart 小原英志 Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600 E-mail info_beijing@nishimura.com 首席代表 中島あずさ 志賀正帥 代表

上海

Tel +86-21-5280-3700 E-mail info_shanghai@nishimura.com 首席代表 野村高志 代表 木下清太 東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

+62-21-5080-8600 E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm +62-21-2933-3617 E-mail info_jakarta@nishimura.com

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

パートナー 町田憲昭

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介 副代表 今泉勇

シンガポール

+65-6922-7670 Tel

E-mail info_singapore@nishimura.com

山中政人 共同代表

宇野伸太郎 佐藤正孝

煎田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内: シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、 シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

+852-2336-8586 s.okada@nishimura.com E-mail 岡田早織 代表

*1 提携事務所 *2 関連事務所

ドバイ

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也 Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870 E-mail info_vietnam@nishimura.com 代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432 E-mail info_vietnam@nishimura.com 代表 大矢和秀

今泉勇 パートナー Vu Le Bang Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台灣法律事務所

+886-2-8729-7900 E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩 張勝傑

Last updated: 2022.3